

# くらしの Information of Living 情報

## 税金・年金

**町税第4期の納期限は2月1日です**  
町道民税(住民税)、固定資産税の第4期は2月1日(月)が納期限です。口座振替の場合は、指定している口座の残高をご確認ください。町税は町の根幹をなす大切な自主財源です。税の公平な負担のため、期限内の納付をお願いします。

納付が遅れると督促状を送ります。滞納が続くと財産調査や給料・預金などの差押えや不動産・動産の公売などの滞納処分を行う場合があります。特別な事情があり期限内納付が困難な場合は、必ず収納室に納税相談してください。  
▼**延滞金がかかります**  
納期限を過ぎると、滞納日数と滞納額に応じて延滞金を加算します。期限内に納付した方と実質的

## 人のうごき

昨年11月14日～12月15日に確認できた方  
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生	父	母	町内会
生まれた子 赤堀 楓人 寺口 紅花 澤崎 健人 澤田 琉生 瀧澤 永来	研太 翔平 勇氣 貴之 健太郎	佑未 葉月 晶子 摩衣 育己	17区 西町3丁目 東町2丁目 東町3丁目 第28

ご結婚	新婦	町内会
新郎 寺島 宏樹	新婦 加奈子	南町2丁目

おくやみ	歳	届出人	町内会
亡き人 高橋 富 吉中 幸子 高橋 マサ 高橋 笑子 下田 行子 高橋 孝治 山田 茂	94歳 70歳 83歳 91歳 87歳 72歳 88歳	高橋 賢治 吉中 信夫 高橋 武正 古高 正修 下田 秀子 高橋 玲子 山田 玲子	北町3丁目 南町1丁目 12区 東倉沼 17区西町 第26 18区

人口・世帯数	昨年11月末日現在
人口	8,379人 (前月比+70人)
男	3,923人 (前月比+28人)
女	4,456人 (前月比+42人)
世帯数	3,989戸 (前月比+67戸)
出生	4人
死亡	10人
転入	102人
転出	26人
その他	0人

な負担の公平を保ち、期限内納付を促進するために設けています。

▼**納税には口座振替が便利です**  
一度口座を登録すれば納期限の日に自動的に引き落とされるので、納め忘れを防止できます。

指定できる金融機関 東川町農業協同組合、北中央信用組合、北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、旭川信用金庫、ゆうちょ銀行

## 給報の提出は2月1日まで

昨年中に給与を支払った方(事業主等)は、給与支払報告書(給報)を作成し、従業員が1月1日現在にお住まいの市町村に提出することを義務付けられています。給報は従業員1人につき2枚ずつ、総括表は市町村ごとに1枚を作成し、2月1日(月)までに課税室

へ提出してください。

▼**償却資産の異動申告は2月1日まで**  
償却資産とは、土地や家屋以外の固定資産で、その減価償却費が法人税等の損金や経費に算入されるものを指します。事業を営む償却資産の所有者は、所有状況の申告を義務付けられています。昨年中に償却資産を所有している個人法人を対象に償却資産申告書を送付しています。2月1日(月)までに課税室へ申告してください。

▼**確定申告、所得税の納税は3月15日まで**  
令和2年分の所得税確定申告の受け付けが始まります。

▼**役場受付**  
期間 2月1日(月)～3月15日(月)  
時間 午前9時～午後4時(土日祝日を除く)  
場所 役場1階第1小会議室  
問合せ 税務定住課 課税室

## 固定資産の異動申告をお忘れなく

固定資産税は毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税します。昨年中に建物(物置や車庫を含む)の新築、増築、取り壊しなど所有状況の異動があった場合は、課税室に異動申告をしてください。(壁のないカーポートなどは課税対象外)

▼**税務署受付**  
期間 2月16日(火)～3月15日(月)  
時間 午前9時～午後4時(土日祝日を除く)  
場所 イオンモール旭川駅前4階ホール(宮下通7丁目2-15)  
問合せ 東税務署 ☎23-6291 (自動音声案内)

◆**確定申告の概要は、広報と同時に配布のチラシをご覧ください。**

▼**確定申告の概要は、広報と同時に配布のチラシをご覧ください。**

◆**確定申告の概要は、広報と同時に配布のチラシをご覧ください。**

◆**確定申告の概要は、広報と同時に配布のチラシをご覧ください。**

(堆肥散布機)、スプレーヤー(薬剤散布機)、ロールベア(集草機)、トレーラ(運搬車)など

▼**延滞金がかかります**  
納期限を過ぎると、滞納日数と滞納額に応じて延滞金を加算します。期限内に納付した方と実質的

▼**延滞金がかかります**  
納期限を過ぎると、滞納日数と滞納額に応じて延滞金を加算します。期限内に納付した方と実質的

## 20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者です。20歳になった際、国民年金第1号の加入手続きが必要です。また、国民年金第1号被保険者は毎月、保険料を納める必要があります。納付が難しい場合は、納付猶予制度などがあります。

① **国民年金被保険者資格取得届書**  
20歳になる月の前月または当月月上旬に年金機構から届いた取得届に記入し提出。

② **年金手帳** 保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。  
③ **国民年金保険料納付書** 誕生日の前日が含まれる月の分から保

険料がかかります。金融機関、コンビニエンスストア、電子納付、口座振替、クレジット納付が可能です。詳しくは旭川年金事務所まで。

## くらし

### マイナンバーカードの申請書を再送付

オンラインで確実に本人確認できるマイナンバーカードは、デジタル社会に不可欠なアイテムです。まだ申請されていない方へ順次、総務省から申請書が送付されています。QRコードによりスマホで申請できるほか、紙の申請書での郵送申請(切手不要)も行えます。また、役場ロビーの証明写真機でのオンライン申請も可能です(写真代別途)。

## 健康・福祉

### 新型コロナウイルスの非課税世帯に1万円分を給付

新型コロナウイルスの感染拡大後、初めての冬を迎えました。感染予防には、今後もこまめな換気、手洗い・うがいの徹底、マスクの着用

不要不急の外出を控えることなどを継続することが大切です。こうした対策を行うにあたり、光熱費の増加、マスクや消毒液の購入など、これまでなかった支出が増えることが予想されます。特に低所得の非課税世帯への経済的、心身への影響を鑑み、冬の生活用品購入費の一部を助成します。

対象とされる方は昨年12月に申請書を郵送しましたが、案内が来ていない方、自分が対象か知りたい方はご連絡ください。対象者 住民税非課税世帯(入所入院、留学生、課税者に扶養されている方などは対象外)  
給付額 1世帯につきHUCポイント1万円分  
申請期限 2月28日(日)消印有効申請先 保健福祉課 社会福祉室  
☎役場 内線5002

### 体重スリ教室

食事の不適切な摂取や運動不足から生活習慣病が増えています。「自分の健康は自分で守る」を柱に、改めて健康の大切さを考えてみましょう。

内容 健康講話、体脂肪測定、簡単な運動実技  
対象 体重増加が気になる方  
日時 1月27日(水)午前10時～正午ごろ  
場所 保健福祉センター 集団検

●**〔事業者向け〕令和3年度固定資産税の減免(新型コロナ特例)**  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置などにより厳しい経営環境に直面している中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する償却資産と事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税を、事業収入の減少幅に応じ減免します。  
※令和2年度分については適用されません。

<p><b>【対象者】</b></p> <p>①資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人</p>	<p><b>【手続き】</b></p> <p>①税理士、公認会計士、商工会などに、減免の要件に該当していることについて確認を受ける。 ② ①の後、役場税務定住課に減免申告書などを提出する。 ●申告期限：2月1日(月)</p>
<p><b>【減免率】</b></p> <p>令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入を前年の同期間と比較し、事業収入の減少程度に応じて減免を適用します。 (事業収入の減少率が30%未満の方は減免対象外) 減少率50%以上 → <b>全額減免</b> 減少率30%以上50%未満 → <b>2分の1減免</b></p>	<p><b>【提出書類】</b></p> <p>以下の①～③を、令和3年度償却資産申告書と一緒に提出してください。</p> <p>①減免申告書(町HP新型コロナ特設ページからDL可) ②収入の減少を証明する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写し) ③特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書など)</p>

**【問合せ・提出先】 税務定住課 課税室 (3番窓口) ☎0166-82-2111 (内線124、123)**

**無料法律相談**  
**1月26日(火)**  
午後1時～午後5時  
森山大樹法律事務所(東町会館2階、完全予約制)  
予約・お問合せは15日(金)まで  
(役場企画総務課総務室)